

# 「マイスター」に学ぶ



**北海道議会議員**  
**佐々木 隆博**

05年3月「北海道技能士会」

# 職人さんが尊敬される国ドイツ

## —雇用政策は重要な課題—

1. 産業構造の変化による失業率の上昇  
(全国5.0~4.8%、北海道6.9~5.6%)
2. 若年層の就業率低下  
(高卒者の就職内定率1579.7% 1681.1%  
高卒者の離職率25%/年)
  - NEET＝若年無業者 (全国で約52万人)

## —対策—

- ・ 高校生・大学生の「インターンシップ制度」  
ハローワークで「ワンストップサービス」試行
  - ・ 根本的に**職業意識の教育**や**ものづくり意識の醸成**が必要
- ⇒との視点で、  
ドイツの「マイスター制度」について学ぶことを目的に  
バイエルン州ミュンヘン市（ドイツ第3の都市）を訪問
- ・ ドイツは巨大企業数は少ない国
  - ・ 中小企業で成り立っている国。
- ⇒これを支えているのが「マイスター制度」

- 世界で最初に高速道路（フリーウェイ）を造り、
- 丈夫で安全な自動車自動車の生産国としても有名、
- 他にも楽器・ビール・刃物・革製品・万年筆など
- 世界的に有名な製品を作り出しているのは
- 様々なマイスターの活躍によるもと言える。



# マイスターは国家資格

—マイスター（Meister）はドイツ語で「親方・名人」—  
中世から伝わる職匠制度、身分資格階梯、徒弟制度であり、  
特にドイツは「強制職人遍歴」が19世紀末まであったといわれている（かつて日本では、古い階級制度として伝えられていた。）

- 1953年9月に法制化された**職能訓練の社会制度**  
⇒「マイスター制度」⇒政府が与える“**国家資格**”
- 制度運営は**公的機関である**  
「**手工業会議所**（Handwerks kammer）」が担う  
（全州にあり、バイエルン州で6万社加盟）、

＜我々はミュンヘンにあるバイエルン州手工業会議所のクリス（Christian Fersch）アドバイザーと、ジィラー（Richard Zierer）指導官から実態を調査した。（ミュンヘン日本総領事館の村上氏にお世話）＞

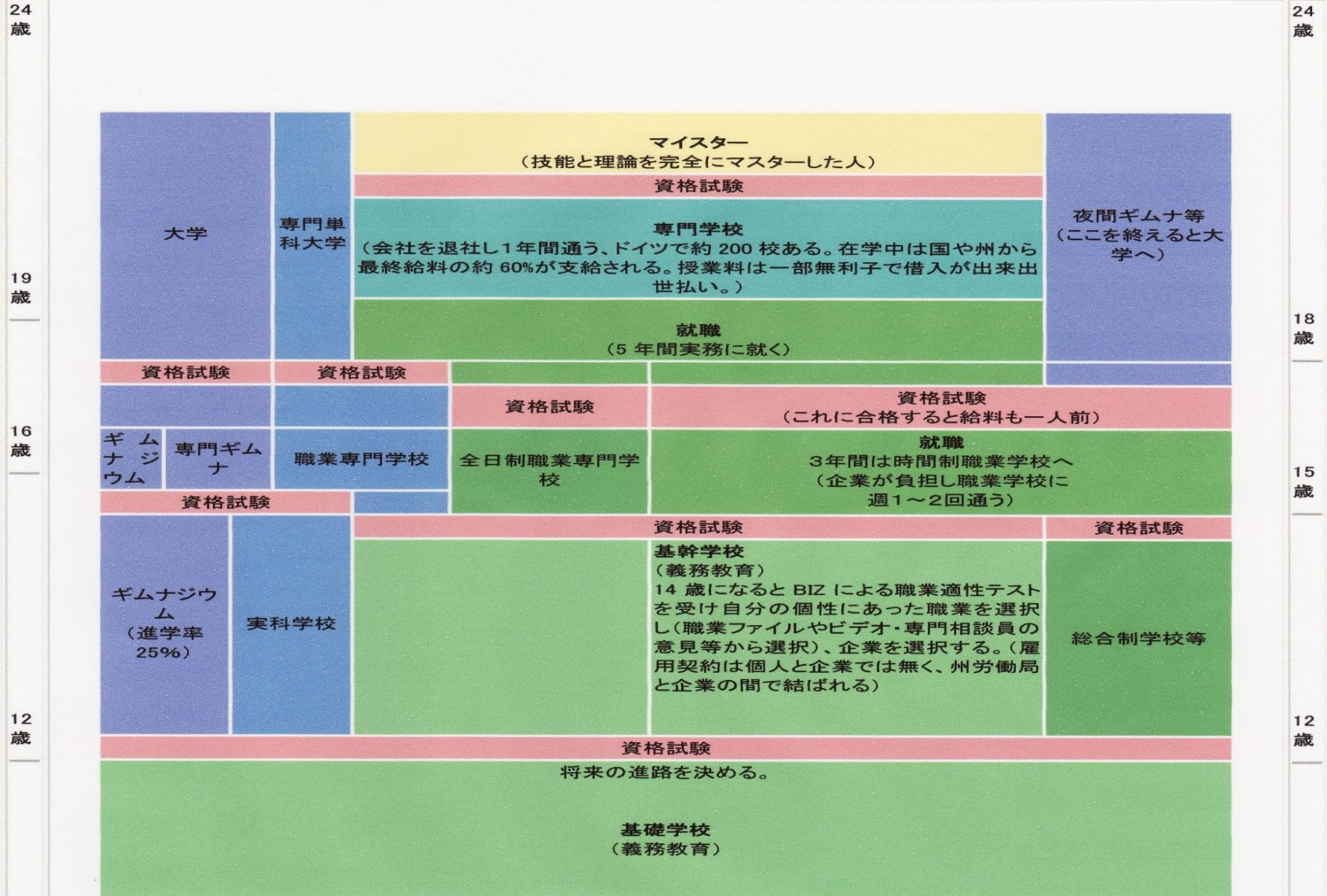
# マイスター制度とは

1. 12才までの**基礎学校**（小学校＝義務）⇨子供達のそれぞれの能力を探す場
2. **基幹学校**（中学校＝義務）⇨自分になろうとしている職種と勉強がどう結びついているかを学び、ビデオや実地見学を通して自分が、その職業に適しているかを探す。
3. 15才（**高校**）になると就職⇨個人と企業の契約ではなく企業と州労働局の契約、週1～2回は職業学校で理論を3年間学び（学費は企業が負担）、合格すると一人前の給料を貰うが、まだマイスターではない。
4. 更に5年間実務を学んだ後会社を退職し1年間**専門学校**に入学（国や州から最終給与の60%が支給される）、マイスターを受けることが出来る。

<別表1参照>

# ドイツのマイスター制度とは？

職人の国ドイツで生まれたマイスター制度は各職人の技能と理論を实践と教育で培う制度である。  
 下表はマイスター制度の概要を示したものである。



\* BIZとは:

6 職業情報センターで 15 歳の少年少女にどのような職業があり、子供の能力がどの職種に向いてるかの適性を判断し、幾つかの候補の職種を書類・ビデオ・実地見学等でアドバイスをを行い、職業の斡旋を行う。 6

☆**学術もいろいろな能力の一つ**との考えから、大学進学率は25%程度であり、75%は実科学校から専門学校（ドイツで約200校）へ進むとのこと。

☆日本は常に**総合評価が子供の優劣を計るシステム**であり、小中学校で社会にどのような職業がありそれがどんな仕事なのか考える職業観教育のプログラムが不十分で、一人ひとりの適正能力を発揮しづらいシステムである。

<写真=クリス氏談→>



# 転機のマイスター制度

## —東西ドイツの統合、EUのスタート

### ⇒ 経済構造改革—

- 1953年に職能制度として法制化「マイスター制度」
- ⇒ 2003年12月改正手工業法（Gesetz zur Ordnung des Handwerks）として成立（2004年1月1日施行）
- マイスターの資格取得義務職種は全部で94業種
- ⇒ （改正）資格取得義務を免除される業種は53業種（法案の段階では65業種）、
- 資格取得が引き続き手工業設立の要件となる業種は41業種（法案では29業種）

＜別表2参照＞

手工業企業設立(または買収)に当たって引き続きマイスター資格が必要な業種とマイスター資格が不要となった業種

引き続きマイスター資格が必要な業種	マイスター資格が不要となった業種
<b>グループ㊦ 建築関係</b>	
(1)左官、コンクリート打ち、(2)ストーブ、空気暖房装置製造、(3)大工、(4)屋根葺き、(5)道路建設、(6)断熱・断冷・遮音材製造、(7)井戸掘削、(8)石材加工、(9)スタッコ塗装、(10)塗装、(11)足場組み立て、(12)煙突掃除	(1)タイル工事、(2)コンクリートブロック・テラゾー製造、(3)床下地工事
<b>グループ㊦ 電気・金属関係</b>	
(1)外科用機械工、(2)金属加工、(3)自動車・車両組み立て、(4)精密機械工、(5)二輪車両組み立て、(6)空調機械工、(7)情報エンジニア、(8)自動車エンジニア、(9)農業機械工、(10)缶詰の缶製造、(11)配管工事、(12)電気・ガス配線、暖房工事、(13)電気エンジニア、(14)電機製造、	(1)容器・機械装置製造、(2)時計製造、(3)彫刻、(4)金属彫刻、(5)メッキ、(6)金属・鐘鑄造、(7)切断工具機械工、(8)金銀細工
<b>グループ㊦ 木材加工</b>	
(1)指物師、(2)ボート・船舶製造	(1)寄木張り床工事、(2)ブラインド・シャッター製造、(3)模型制作、(4)ろくろ・木製玩具製造、(5)木彫、(6)樽製造、(7)カゴ編み細工
<b>グループ㊦ アパレル・テキスタイル・皮革</b>	
(1)網製造	(1)紳士・婦人服仕立て、(2)刺繍、(3)服飾デザイン、(4)機織り、(5)帆製造、(6)毛皮加工、(7)靴製造、(8)馬具・高級かばん製造、(9)内装・インテリア
<b>グループ㊦ 食品</b>	
(1)ベーカリー、(2)ケーキ、(3)食肉加工・販売	(1)製粉、(2)ビール醸造、(3)ワイン貯蔵管理
<b>グループ㊦ 健康・保健・化学・清掃</b>	
(1)眼鏡技師、(2)補聴器技師、(3)整形外科技師、(4)整形靴製造、(5)歯科技師、(6)理髪師	(1)繊維製品クリーニング、(2)ロウソク製造、(3)建物洗浄
<b>グループ㊦ ガラス・紙・陶磁器・その他</b>	
(1)ガラス工、(2)ガラス細工師・ガラス装備品製造、(3)加硫・タイヤエンジニア	(1)ガラス加工、(2)精密光学機器製造、(3)ガラス器・陶磁器絵付け、(4)宝石研磨、(5)写真撮影、(6)製本、(7)活版印刷、(8)シルクスクリーン捺染、(9)フレクソグラフ、(10)製陶、(11)オルガン製作、(12)ピアノ・チェンバロ製作、(13)手弾楽器製作、(14)バイオリン製作、(15)ボーゲン製作、(16)金管楽器製作、(17)木管楽器製作、(18)撥弦楽器製作、(19)金メッキ、(20)広告看板・ネオンサイン製作
合計 41 業種	合計 53 業種

(資料)ドイツ連邦政府ホームページのアジェンダ 2010 関連資料より作成。

## —マイスター制度見直しの背景—

⇒ 2003年1月に発効した労働市場改革法（当時の失業者430万人）で「個人企業」や「ミニジョブ」を積極的に育成しようとのねらい。

- （併せて）従来は手工業企業の所有者がマイスター資格取得者でなければならないことになっていた ⇒ この原則も撤廃された
- ⇒ （今後）経営者にマイスター資格取得者を雇い入れた会社形式をとれば、企業を設立したり買収したりすることが出来る

（この措置は手工業界における後継者問題や手工業企業設立の緩和をねらいとして導入されたと思われます）

# 手工業法改正の効果

- ドイツは企業に占める**自営の比率**が欧州諸国に比べ低い（ドイツ9.3%、欧州平均12.3%）
- ドイツ内の手工業の**創業比率**は産業全体と比較するとかなり低い（産業全体12.3%、手工業4.7%）

⇒ マイスター制度に象徴される高い**市場参入規制**によるものとされてきた。

〈写真:ジラー氏談→〉




⇒ <懸念> 手工業法の改正によって技術レベルや人材の質の低下を招くのではないか

⇒ <影響> マイスター資格取得義務の対象から外された企業は全体の約6割にも上るドラスチックな改革

⇔ 規制対象外の業種は比較的マイナーな業種が多い

⇔ 引き続き資格が必要とされている業種は、手工業企業や手工業従業員の9割を占めている



⇒ <資格要件の緩和> マイスター資格要件が引き続き必要な業種でも「徒弟として6年間経験を積み、その内4年間責任ある地位についていた場合は、マスター資格なしに手工業企業を設立することが出来る」

⇔ 「6年間の徒弟としての修行と3年の責任ある地位での活動の後企業を設立できる」という“**欧州法**”の企業設立要件ともほぼ合致

☆ ドイツ伝統の「マイスター制度」は、  
「失業者の削減」「個人企業の創設」  
「EUからの参入」という新たな  
挑戦に向かって進化させている。



☆ 日本（北海道）においても**学校**における  
“職業観教育”や、**生活**のなかにおける  
“ものづくり”にふれる機会（サタディ  
JOBのような）と、**社会制度**（訓練中の保  
障など）の整備が必要である。